

表一2－1 許可基準（街道沿い）

建築物	位置	伝統的な町並みとしての一体性と連續性を著しく損なわないものとする。
	高さ	原則として、2階建以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。
	構造	原則として、木造とする。ただし、用途等によりやむをえず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。
	形式	原則として、屋根は勾配屋根とする。
	屋根	歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
	勾配	
	材料	
	軒	
	樋	
	外壁	
	開口部	位置、形態及び仕上げは、伝統的町並みと調和を図る。
	基礎	歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
	色彩	
	設備機器等	
工作物	塀・石垣等	歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
	屋外広告物	周囲の町並みと調和したものとする。
	木竹の伐採・植栽	歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
	駐車場及び車庫	駐車場は、原則として塀等を設けるなどして歴史的な風致を著しく損なわないものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
	土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的な風致を著しく損なわないものとする。 空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用する。
	土石類の採取	採取後の状態が、歴史的な風致を著しく損なわないものとする。

表一2－2 許可基準（吉野川沿い）

建築物 外部意匠	位置	吉野川沿いの景観を著しく損なわないものとする。
	高さ	石垣上段では原則として、2階建以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。 石垣下段では原則として、平屋建とする。
	構造	原則として、木造とする。ただし、用途等によりやむをえず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。
	形式	原則として、屋根は勾配屋根とする。
	屋根 ・ 軒 庇	歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
	外壁	
	開口部	位置、形態及び仕上げは、伝統的町並みと調和を図る。
	基礎	
	色彩	歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
	設備機器等	
工作物	塀・石垣等	歴史的な風致と調和したものとする。
	屋外広告物	歴史的な風致と調和したものとする。
木竹の伐採・植栽		歴史的な風致を著しく損なわないものとする。
駐車場及び車庫		駐車場は、歴史的な風致を著しく損なわないものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的な風致を著しく損なわないものとする。 空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用する。
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的な風致を著しく損なわないものとする。